

報告第7号

専決処分の報告について（道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年5月28日報告

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第3号

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による損害賠償額の決定および和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月7日

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------------------|---|
| 1 損害賠償および
和解の相手方 | 鯖江市在住の個人 |
| 2 事故発生日時 | 令和6年12月29日 午後8時00分頃 |
| 3 事故発生場所 | 鯖江市宮前2丁目1901番地先 付近 |
| 4 事故の概要 | 市道・宮前3号線の西側歩道を南方向へ徒歩で移動していたところ、進行方向の先にあった意匠付きの歩道ブロックで滑って転倒し負傷した事故 |
| 5 損害賠償額 | 10,000円 |
| 6 和解の内容 | 本事故については、市の支払う損害賠償額を5のとおりとし、両当事者はともに将来にわたり一切の異議申立て、請求または訴訟等を行わない。 |

理 由

本事故において身体損害を与えたので、損害賠償および和解をする。